



2021年5月20日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社 代表 者名 代表取締役社長 吉川 元 宏 (JASDAQ・コード7519) 問合 せ 先 執 行 役 員 役職・氏名 経営企画室長 岩田 通 明 電 話 0 3 - 6 2 8 1 - 9 8 6 1

# 当社に対する労働審判手続申立書の提出に関するお知らせ

当社は、以下の通り、2021 年 5 月 18 日付けで当社に対する労働審判手続申立書を提出されましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 労働審判手続申立書提出の原因及び至った経緯

当社は、2021 年1月7日付にて、当社元従業員(以下「当該元従業員」といいます。)に対して、2020年12月25日開催の臨時取締役会にて決議の基、解雇通知書を通知しております。解雇事由としましては、当社の懲戒規定に抵触している事、また就業規則に違反した事さらには就業態度が不良であり改善の見込みがないことを鑑みて、解雇することといたしました。

また、2021年1月29日付「当社連結子会社に対する貸金等返還請求訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しました通り、当該元従業員とは当社連結子会社において現在係争中であります。

このような状況の中、当該元従業員より 2021 年 5 月 18 日付にて、当社に対する労働審判手続申立書が提出されました。

#### 2. 労働審判手続申立書を提出した者の概要

(1)	名		称	当該元従業員
(2)	所	在	地	東京都荒川区

## 3. 判決の内容及び損害賠償金額

- (1) 訴えの内容
  - ① 申立人が、相手方に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
  - ② 相手方は、申立人に対し、令和3年2月から本労働審判確定の日まで毎月25日限り金50万円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
  - ③ 相手方は、申立人に対し、金50万円及びこれに対する2021年1月7日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払え。
  - ④ 申立費用は相手方の負担とする。
- (2) 訴訟の目的の価額申立の価額 金350万円

## 4. 今後の見通し

当社は、この申立手続きに対しまして、担当弁護士と協議の上、真摯に対応してまいります。